

令和5年度

健康保険組合の实地指導監査結果（主なもの）

東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課

1 全般的事項

- (1) 各種決議書等において、理事長から事務の委任を受けた常務理事による決裁を受けていない例が認められた。常務理事は、健康保険組合事業運営基準及び規約に基づき組合の常務を掌理するよう改めること。
- (2) 自己点検について、一年に一回程度、定期的に実施していないため、「健康保険組合における自己点検の実施について」（平成24年4月13日付保保発0413第4号厚生労働省保険局保険課長通知）及び「健康保険組合における経理事故防止の事務取扱について」（平成23年12月26日付保保発1226第1号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき実施すること。
- (3) 規約について、法令改正等に伴う変更を行っていない例が認められたため変更すること。
- (4) 組合員の権利義務に関する規程を変更した場合に届出していない例が認められたため、法令に基づき届出すること。

2 事業運営に関する事項

- (1) 議員の任期について、総選挙の日より前に遡っていた例が認められたため、規約に基づき総選挙の日から起算するよう改めること。
- (2) 互選議員の選挙に係る選挙長について、理事会において選任していない例が認められたため、規約に基づき改めること。
- (3) 選定議員の選定について、次の例が認められたため、法令又は規約に基づき改めること。
 - ア 一部の設立事業所の事業主が選定している。
 - イ 互選議員の総選挙の日に選定していない。
 - ウ 議員を選定したことについて、事業主から理事長に通知していない。
- (4) 組合会の招集通知について、規約において組合会に提出する議案は理事会において決定することとしているにもかかわらず、理事会の開催日前に発出している例が認められたため、規約に基づき改めること。
- (5) 理事長専決によって処分した事項について、次の組合会においてこれを報告せず、その承認を求めている例が認められたため、法令に基づき改めること。
- (6) 理事、理事長及び監事選挙について、法令及び規約に基づく方法で行っていない例が認められたため改めること。
- (7) 理事長の就任日について、理事長選挙の日より前に遡っていた例が認められたため、規約に基づき改めること。
- (8) 財産管理の具体的方法について、理事会において決定していないため、健康保険組合事業運営基準及び規約に基づき改めること。

- (9) 監事監査の結果について、組合会に書面で報告していないため、健康保険組合事業運営基準、規約及び監査規程に基づき改めること。
- (10) 公告について、規約に定める方法で実施していないため改めること。
- (11) 規約を変更した際の公告を行っていない例が認められたため、法令に基づき改めること。

3 個人情報保護に関する事項

- (1) 個人データ漏えい等問題が発生した場合の報告連絡体制を整備していないため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知）に基づき改めること。
- (2) 個人情報保護に関する管理体制について、組合役職員から守秘義務に関する誓約書を受けていない例が認められたため、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日付保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき改めること。
- (3) 個人情報保護に関する技術的安全管理措置について、ID及びパスワードを複数人で共有しており、個人データに対するアクセス管理をしていないため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知）に基づき改めること。
- (4) 個人情報の廃棄業務について、契約を締結せずに委託している例が認められたため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知）及び個人情報保護管理規程に基づく取扱いに改めること。
- (5) 個人情報の管理状況等について、委託業者への指導監督を実施していない例が認められたため、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日付保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づく取扱いに改めること。
- (6) 事業主と共同で健康診査を実施し、あらかじめ個人データを共同利用することを予定している場合において、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知）で定められた事項について本人への通知又は公表を行っていないため改めること。
- (7) 次のことについて、第三者への情報の提供に係る黙示による包括的な同意を得るために必要な揭示等を行っていないため、「健康保険組合等にお

ける個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知)に基づき改めること。

ア 医療費通知(世帯単位に作成したもの)を被保険者宛に送付していること。

イ 現金給付の支給を事業主経由で給与口座に振り込んでいること。

- (8) 第三者から個人データの提供を受けた場合について、個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成していない例が認められたため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知)に基づき改めること。
- (9) 個人情報の取扱いに関する苦情について、苦情への対応窓口の設置及び対応の手順を定めていないため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知)に基づき必要な体制の整備に努めること。

4 適用・保険料に関する事項

- (1) 資格取得届、資格喪失届及び被扶養者届について、事実発生前に受付している例が認められたため、法令に基づき改めること。
- (2) 資格取得、資格喪失等に係る決定について、決定通知書を作成して事業主に通知していない例が認められたため、法令に基づく取扱いに改めること。
- (3) 適用関係全般の決定通知書について、法令に基づく審査請求ができる旨の教示がないため改めること。

5 保険給付に関する事項

保険給付に関する処分について、申請者あて通知していない例が認められたため、法令に基づき文書で通知するよう改めること。

6 保健事業に関すること

- (1) 健康管理事業推進委員会を開催していないため、健康保険組合事業運営指針に基づき改めること。
- (2) 保健事業の実施計画(データヘルス計画)について、最新の計画を公表していないため、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第308号)に基づき改めること。
- (3) 被扶養者の特定保健指導が行われていないため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき改めること。

7 財務に関する事項

- (1) 準備金の繰入について、予算計上していないにもかかわらず繰入を行っている例が認められたため、健康保険組合予算編成基準及び「準備金ニ関スル件」（昭和2年6月30日付保発第602号社会局保険部長）に基づき改めること。
- (2) 介護勘定の準備金を繰替使用することが可能であるにもかかわらず、一般勘定から介護勘定への一時借入金をもって対応しているため、「介護保険法の施行に伴う健康保険組合の事務取扱いについて」（平成11年12月28日付保険発第176号厚生省保険局保険課長通知）に基づき改めること。
- (3) 項間流用について、事前に組合会の議決又は緊急に行う必要があるものに係る理事長の専決を行っていない例が認められたため、法令、規約及び会計事務取扱規程に基づき改めること。
- (4) 予備費の充当について、規約に定める費途以外に充てられている例が認められたため、規約に基づき改めること。
- (5) 事業主等と共同で実施している保健事業について、費用分担を明確にしていなため、健康保険組合事業運営指針に基づき、共同実施した事業の内容や費用分担等を明確にした関係書類を整備の上、保管すること。
- (6) 組合職員に対し、給与規程に基づかない手当を支給している例が認められたため改めること。
- (7) 予算の変更について、次の例が認められたため、法令又は規約に基づき改めること。

ア 予算を超過しているにもかかわらず、予算変更届出書を提出していない。

イ 予算変更届出書を提出する前に予算の変更を執行している。

ウ 予算の変更を会計年度終了後に行っている。

エ 事前に組合会の議決又は緊急に行う必要があるものに係る理事長の専決を行っていない。

- (8) 組合の金庫の管理について、理事長又は理事長から事務の委任を受けた常務理事が行っていないため、法令、規約及び会計事務取扱規程に基づき改めること。
- (9) 理事長印の管理について、理事長又は理事長から事務の委任を受けた常務理事が行っていないため、法令、規約及び印章規程に基づき改めること。
- (10) 現金出納簿について、連年継続して記載していない例が認められたため、「健康保険組合における会計諸帳簿の様式について」（平成14年9月26日

付保発第0926002号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づく取扱いに改めること。

- (11) 各月の月末締切処理終了時及び会計年度終了時において、現金出納簿、歳入簿、歳出簿及び収支差引残簿を出力していない例が認められたため、「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」(昭和61年11月28日付保発第104号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき改めること。
- (12) 一時借入金及び準備金繰替使用簿並びに収支差引残簿について、歳出簿の末尾に設けていない例が認められたため、「健康保険組合における会計帳簿の様式について」(平成14年9月26日付保発第0926002号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき改めること。
- (13) 前金払整理簿を整備していないため、「健康保険組合における会計及び財産管理事務の取扱いについて」(平成19年2月1日付保発第0201001号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき整備すること。
- (14) 決算残金について、組合会で承認を得る前に処分している例が認められたため、「決算残金ノ処分ニ関スル件」(昭和4年6月29日付保発第360号各種健康保険組合理事長あて社会局保険部長通知)に基づき改めること。
- (15) 準備金及び別途積立金について、健康保険組合事業運営基準及び規約に定められていない形態にて保有している例が認められたため改めること。
- (16) 各種積立金台帳を整備していないため、「準備金其ノ他ノ積立金台帳ニ関スル件」(昭和9年5月3日付保発第226号社会局保険部長通知)に基づき、準備金の積立状況及び現在額を管理するよう改めること。
- (17) 重要財産のうち、土地及び建物を除く固定資産(耐用年数が経過したものを除く)で、その時価評価価額が50万円以上のものの売却を行った場合について、組合会の議決を経していない例が認められたため、規約及び財産管理規程に基づく取扱いに改めること。
- (18) 競争入札が必要な契約について、随意契約で行っている例が認められたため、「健康保険組合における会計及び財産管理事務の取扱いについて」(平成19年2月1日付保発第0201001号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき改めること。